



Title	記憶の真と偽 : ウソの供述をめぐって
Author(s)	仲, 真紀子
Description	特集: ウソの言語学
Citation	月刊言語, 25(3), 58-65
Issue Date	1996
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44736
Type	journal article
File Information	GG25-3_58-65.pdf



ウソの言語学

記憶の真と偽

——ウソの供述をめぐって

仲真紀子



目撃証言の信頼性は、つまるところ、その記憶の信頼性である。しかし誘導情報によって、実際になかった記憶が存在する。しかし誘導情報によって、実際になかった記憶が存在する。しかし誘導情報によって、実際になかった記憶が存在する。

一 ある事件

ニューズウィーク誌（一九五五年五月二十五日号）に出ていた事件を紹介したい（Mecham, 1955）。合衆国ワシントン州シアトルから東へ二〇〇キロのところ、人口五五〇〇〇人の小さな町、ウイナチーがある。昨年の春、その町でロバートソン牧師と牧師婦人を含む二人の男女が、子どもに対する性的虐待の容疑で告訴された。告発した中心人物は性犯罪を専門とするブレッツ刑事。証言をしたのは九歳の少女であった。証言によれば、告発された二人は一九八八年から一九九四年ま

での六年間、「サークル」と呼ばれる集会で、二〇数回にわたり、この少女を含む複数の子どもに集団レイプを行ったのだという。

証言した少女（ここではジェーンと呼ぶことにする）は、ブレッツ刑事の養女である。彼女は両親から性的虐待を受けていたが、ブレッツ刑事によって救出され、彼のもとに引きとられた。そして翌年、記憶にもとづく供述を始めたのである。ブレッツ刑事はジェーンを車に乗せて町内を走り回り、「サークル」が行われた現場に案内させた。ジェーンは一九の場所を示したという。

しかし訴えられたロバーソン牧師他一同は、すべてを否定している。ジェーンの証言は根も葉もない作り話、これはブレッツ刑事による現代の魔女狩りだというのだ。実際、物的な証拠は何もなく、あるのはジェーン、およびジェーンと共にレイプされたという一三歳の少女の証言だけである。

少女は本当に集団レイプを受けたのか。それとも両親への腹いせか、あるいは養父を喜ばせるために嘘をついたのか。それとも被害者としての体験や、養父からの話によって喚起された想像から、実際にはなかった事件をあたかもあったかのように思いこんでしまったのだろうか。供述の信頼性の判断が困難な理由のひとつは、供述を行っている本人すらも、自分の記憶が正しいのか誤りなのか、はっきり把握できないことがあるからである。

二 ソースモニタリング

記憶が変容したり再構成されたりするものであることは、古くから指摘されている。しかしこの指摘は記憶の不正確さを強調するには不十分かもしれない。変容や再構成には、その対象となる記憶痕跡があると仮定されるからである。記憶

痕跡は多少なりとも「実際にあつたこと」を反映していると考えられる。これに対し、実際にはなかった事柄があたかも実際にあつたかのように思い出されるといふ、全くの作られた「記憶」があることが示唆されている。情報のソース(源)についての認識をソースモニタリングというが、このモニタリングがうまくいかなないと、実際にはなかったことがあつたかのように想起されることがあるというのだ。ジェーンの記憶の真偽は今のところ謎であるが、本稿では供述の信頼性に関わる記憶のソースモニタリングについて、実例を挙げながら考えてみたい。

(1) 体験と誘導情報

目撃供述の権威ロフタスは、ある連続殺人犯の記憶を紹介している (Loftus, 1983)。一九七〇年代後半、ロサンゼルスで起きたこの事件の犯人はビアンキと従兄弟のポノであつたが、ことにビアンキの供述はいまいであつた。たとえば最初の被害者一九歳のヨランダについて。彼女は一九七七年一月、誘拐された次の日に裸体で発見されたが、ビアンキは七九年三月、「私が部屋に戻るとポノがヨランダを殺害してい

たので驚いた」と供述している。しかし同じ年の秋の供述では「ボノが車を運転している最中、私が車の後部座席で彼女を殺した」と言う。そして八〇年暮れには「私はヨランダを殺しておらず、また他の誰をも殺していない」と言い、公判の事前聴取では「誰がヨランダを絞殺したのか分からなくなつてしまった」と述べている。出来事を思い出すとすると、ある時は自分が殺害している様子が思い描けるし、ある時はボノが殺害している様子を思い描ける、自分の知識はみな警察の報告書から得たものだと言ふのだつた。

ロフタスは外部からの情報が目撃供述におよぼす影響を数多くの実験で調べているが、その典型的な手続きは以下のようなものである。まず、誘導群と統制群の被験者全員に、たとえば強盗事件などの出来事をフィルムやスライドで提示する。その後、誘導群には誘導情報が埋めこまれた質問あるいは文章を与える。たとえばフィルムでは強盗はハンマーをもつていたのに、「強盗がドライバで押し入ったとき……」など、「ドライバ」という単語が入った質問を行う。一方、統制群には「ドライバ」の代わりに「道具」など、中性の単語が入った質問や文章を与える。その後「ドライバを見たかどうか」

と問うと、誘導群の被験者は統制群の被験者に比べ、高い確率で「ドライバを見た」と答えるというのが、繰り返して得られている結果である。「ドライバを見た」と答えた被験者の中には、全くの当て推量で答えた被験者も、あるいはハンマーだったかドライバだったか迷った末にドライバと答えた被験者もあるだろう。だがそういう被験者の反応を除外しても、「フィルムの中で確かにドライバを見た」と答える被験者は残るといふ (Lofhus, et al., 1985) (菊野 (一九九七) など、反証もある)。

誘導情報によってあたかも見たかのように信じてしまう「記憶」は、ハンマーやドライバのような小物にだけ生じるのではない。近年アメリカでは、カウンセリングによって幼児期の記憶(特に親による性的虐待の記憶)が蘇り、それに基づいて虐待をしたとされる親を告訴するというケースが増えている。このような社会的背景のもとに行われたいくつかの実験は、本人が全く経験していない事柄でも「記憶」になつてしまひ得ることを示唆している。

ロフタスらは、八歳から四二歳の男女五人に、家族の協力を得て、架空の「迷子になった記憶」を移植することに成功

した(Lofthus, et al., 1995)。一四歳の少年クリスは兄から「お前が小さいとき、地元のショッピングセンターで迷子になり、見しらぬ老人に助けられて家族と再会できた」という架空の話を聞かされる。驚いたことに、その二日後、クリスはこの

架空の出来事を思い出し、「家族にはもう二度と会えないかと思ひ、怖かった。困ったことになったと思つた」と述べた。

三日目には「もう二度とあんな事しないように」と母親がいつたことを思い出す。そして四日目には、老人がフランネルのシャツを着ていたことを思い出し、二週間後には老人が禿げて眼鏡をかけていたことを思い出している。ロフタスらはさらに二四人の一八〜五三歳の男女に同様の実験を行い、四分の一の被験者が、全く体験しなかつた「記憶」を思い出すことを示している。なお、この作られた記憶は、他の実際にあつた事柄の記憶に比べ、想起語数が少なく、明快さに欠ける傾向があつたという。これは作られた記憶の重要な特徴かもしれない。

体験しなかつた事が体験したかのように想起される、このような誘導はどうして生じるのか。いくつかの仮説はあるが、決定的な説明は与えられていない。誘導は暗示性の高い人や

年少の者において生じやすく、また情報が繰り返し提示されると起りやすくなるという指摘もあるが、それも研究途上である。

(2) 体験と一般的知識

作られた記憶には、また、スキーマやフレームと呼ばれる一般的な知識が関わっているとも言われる。

一般的な知識から作りあげられたと考えられる「記憶」の例を示そう。一九九二年、筆者は共同で、ある事件の日撃供述を検討していた(厳島他、一九九三)。その事件では、ある店員(日撃者)が四か月前に商品を販売した客(事件の被疑者)を写真同定したが、我々は、店員が一見の客を数か月後に再認できるかどうか疑問をもち、次のような手続きでフィールド実験を行ったのだ。まず客を装つた実験協力者(いわば、さくら)が種々の店に出むき、かなり特徴のある仕方で買い物をする。三か月後、我々はこれらの店を尋ねて、店員がこの客のことをどの程度覚えてるか質問をする。実験の結果は Nakai, et al. (1996) を参照していただきたいが、この実験の最中、興味深い事例が見られた。実際には当の客

に対応していない人物が、実験者の質問に答えてしまったのである(このケースは、実験の分析からははずしてある)。この店員と実験者のやりとりを書き起したものを覚えてほしい。

実験者…この名刺ですけど。お渡ししたと思うんですけど。

店員…いえ、名刺頂いていないと思います。

実験者…対応したのは、この場所。

店員…ここです。

実験者…(名刺は)こちらで書いて渡してると思うんですけど、それは。

店員…いや、もらってないと思います。もらいました?

株式会社ってなっていないからもらってないんじゃないかな、納品書に。

……

実験者…代金の支払いですけど、これは釣りがあったかどうかについていうのは、分かりますか? ちょうど、きっちり払ったとかですね。この額だと……とか。

店員…九二七円で、きっちりだったかなあ。

実験者…お釣りなしですか。

店員…だったと思いますけど。

……

この店員は、客の様子についても「想起」している。

実験者…その時の、男性、女性、……

店員…だと思えますけど。

実験者…年齢ですけど、どれくらい。

店員…四〇過ぎ。

実験者…人物の印象で堅いとか、暗いとか、そういうこととで……

店員…別に変わった感じはしませんでしたけど。

詳細な照合によって真相が分かるまで、実験者も店員自身も、客に対応したのはこの店員だと信じ切っていたのである。店員は通常の販売業務から推測される知識をもとに「記憶」を作りあげてしまったのだろう。

(3) 体験と想像

人は実際にあつた事とそうでない事をどのように区別するのだろうか。ジョンソンらによれば、見る、聞くなどの感覚的

な情報や、文脈的な情報、付随する細かい情報を含んでいる「記憶」は、実際にあった事の記憶だと認識されやすい。また実際に体験した事の記憶と想像した事の記憶が類似していると、両者の区別がつきにくくなるという (Johnson, *et al.*, 1988a; 1988b)。

ジョンソンらが行った実験のひとつを紹介しよう (Johnson, *et al.*, 1988a)。この実験には三つの条件があり、各条件の被験者は、それぞれ「体験すること」と「想像すること」を求められる。「体験」とは、助手が単語を読み上げるのを聞くことであるが、これは三つの条件間で共通である。実験者が隣にいる助手に「『鳥』と言って下さい」と指示し、助手が「鳥」と発声する。どの条件の被験者も、助手が「鳥」と言うのを実際に聞くわけだ。一方「想像」は、条件間で異なる。第一条件の被験者は、「あなた自身が『花』と言うところを想像して下さい」との指示のもとに、被験者自身が「花」と言う様子を想像する。第二条件の被験者は、「助手（ひと同じ助手である）が『花』と言うのを想像して下さい」との指示のもとに、助手が言うのを想像する。第三条件の被験者は、「第三者（実験者でも助手でもない人）が『花』と言うのを想像

表1 体験と想像の区別 (Johnson, *et al.*, 1988a を改変)

テスト時の判断	条件1		条件2		条件3	
	体験	想像(自分が言う)	体験	想像(助手が言う)	体験	想像(第三者が言う)
「体験した」と判断	72	12	60	44	55	17
「想像した」と判断	7	79	12	34	12	56

注：数字は%。ゴチックが正反応である。

して下さい」との指示のもとに、第三者が言う様子を想像するのである。

その後、被験者は「鳥」、「花」など一連の単語を与えられ、それらを実際に聞いたか、想像したか、それともこの実験では提示されなかったかの判断を求められる。表1を見てほしい。三条件とも体験した事は「体験した」と正しく判断され、体験したのに「想像した」と判断される率は低い。判断はかなり正確だと言えよう。しかし想像した事についての判断には条件間で差がある。自分が言うのを想像した第一条件と第三者が言うのを想像した第三条件では、想像した事は正しく、想像した」と判断され、これを「体験した」と答え

る被験者は比較的少ない。これに対し、助手が言うのを想像した第二条件では、「体験した」という判断が「想像した」という判断を上回っている。想像した事の中に、体験した事と似かよった要素（この場合、助手の声の質や話し方など）が含まれていると、両者を区別することが難しくなる。これが、先に見てきたようなソースモニタリングの失敗に対する、ひとつの説明である。

三 供述の信用性の検討

本人にすら区別がつかなくなることのある供述の信用性は、どのように検討され得るのか。いくつかのアプローチが可能であろう。

まず供述までに要した時間、聴取時の質問内容や情報提供の有無、目撃者が晒された（誘導となり得る）外的情報、聴取や写真識別方法など、供述の信用性に影響を及ぼすと考えられる外的要因を独立に検討し、得られた知見を問題となる供述に適用するという方法があるだろう。ロフタスらの方法はこれにあたる。また、供述に影響を与えそうな諸要因を軸に、実際の事件と類似した条件でシミュレーション実験を行

い、問題となる目撃供述の信用性を類推するという方法もある。夜間での目撃についてのシミュレーション実験などが例として挙げられよう（厳島、一九九三）。また、当該の供述に変容や再構成等による不整合がないかどうか調べるという方法もある。筆者が現在、厳島、伊東、原らと共同で検討している事件では、複数の目撃者が複数回にわたって供述を行った。そこでこれらの供述書を命題に分割し、各命題内容を個人内、個人間で照合し、整合性を調べるという作業を進めている。

そしてまた、本稿で議論してきた「体験した事の記憶」と「作られた記憶」とを区別しようとするアプローチも可能である。ロフタスは、移植された記憶は実際に体験した出来事の記憶に比べ、想起量（語数）が少なく明快さに欠けることを指摘した。ジョンソンらによれば、実際に体験した出来事の記憶はそうでない記憶に比べ、感覚的な情報、文脈的な情報、付随する細かい情報を多く含むという。元裁判官の渡部は裁判例、上告趣意、弁論集、事実認定研究書などを整理した上で、自らの信頼性について、注意則を挙げている（渡部、一九九二）。たとえば、

・犯人しか知り得ない秘密の暴露が含まれているか

・犯人でなければ語ることができないような実感（臨場感）を伴った体験供述が含まれているか

・ 自白の真実徴表（自白に写真性、現実親近性、具体性、直観性、明瞭性、気分描写、首尾一貫性、動機連鎖、内的一致性、……以下略……などの特徴）が含まれているかなどは、ソースモニタリングの視点と通じるものがある。実験にもとづく報告のみがもっている特徴を明らかにし、それが供述に含まれているかどうかを判定するという方法は、自白の研究において用いられているが（大橋他、一九五五・浜田、一九五七）、目撃供述にも適用することが可能であろう。

一般に、心理学者が目撃者と直接コンタクトをとり、目撃者自身に関する情報を得ることは困難である。また公判調書以外の供述は警察官や検察官による聴取をリライトしたものであることが多く、対話の流れや用いられた語句は必ずしもオリジナルなものとは言えない（大橋他、一九五七）での佐藤の指摘による）。先入観を排除し、方法を模索しつつ、謙虚な気持ちで供述書の真と偽を検討していくことは大切である。だが、それとともに、供述に関するより直接的な資料——供述

者自身の情報や聴取の際の逐語記録など——をも用いることができるよう、関連機関に求めていくことも必要だと思う。

【引用文献】

- Barclay, C. R., & Wellman, H. M. (1986). *Journal of Memory and Language*, 25, 98-103.
- 浜田寿美男 (一九五七) 「自白の研究」東京：三一書房。
- 敬島行雄 (一九五七) 日本大学人文科学研究所『研究紀要』、四六、五三-六七。
- 敬島行雄・伊東裕二・仲真紀子・浜田寿美男 (一九五七) 『目撃証言の備用性に関する鑑定書』高等裁判所に提出。
- Johnson, M. K., et al. (1988a). *Memory & Cognition*, 16, 337-342.
- Johnson, M. K., et al. (1988b). *Journal of Experimental Psychology: General*, 117, 371-376.
- 菊野春雄 (一九五七) 『心理学研究』、三六、一七-二〇。
- Loftus, E. F. (1982). In A. G. Kraut (Eds.), *The G. Stanley Hall Lecture Series* (pp. 119-134). Washington, D. C.: American Psychological Association.
- Loftus, E. F., et al. (1995). In D. L. Schacter, et al. (Eds.), *Memory distortion: How minds, brains, and societies reconstruct the past*. Cambridge: Harvard University Press.
- Meacham, J. (1985). *NEWSWEEK*, May 15, 38-40.
- Naka, M., et al. (1996). *Japanese Psychological Research*, 37, 14-23.
- 大橋靖史他 (一九五七) 『日本教育心理学第37回総会発表論文集』、六二-六六頁。
- 渡部保夫 (一九五七) 『無罪の発見——証拠の分析と判断基準——』東京：勁草書房。

(なかもろこ／心理学)